

「ユニット型特別養護老人ホーム施設居住費助成」Q & A集

【通知書の提示】

Q1-1 通知書は毎月提示を受ける必要がありますか。

A1-1 通知書は毎月提示を受ける必要はありませんが、通知書を提示された際に写しを控えておく等確認できるようにしておくことが望ましいです。助成有効期間は最長1年で、有効期間は一律7月末ですので、有効期間の確認は必ず行ってください。有効期間が切れた通知書を提示した入居者に対して助成を行った場合は、市からの交付金の対象となりませんのでご注意ください。

Q1-2 入居後に通知書の提示を受けた場合、いつから助成を実施すればよいですか。通知書に記載された助成開始日が提示された日より前の日付であった場合、必ず助成開始日まで遡って助成を行わなければならないのですか。

A1-2 「承認する」と記載された通知書を受け取った助成対象者は原則入居前に通知書を提示することとしていますが、申請のタイミングによっては提示が入居後になることも想定されます。そのような際は、施設の事務負担等も鑑み、提示前の助成開始日から助成を行わないこととしても差し支えありません。その場合は、助成対象者へ事前に説明をした上で助成を行っていただくようお願いします。

Q1-3 通知書の提示が遅くなった助成対象者に対し、提示前の助成有効期間まで遡及して助成を行ってもよいですか。

A1-3 施設の負担とならない範囲で遡及して助成を行っていただくことは差し支えありません。しかし、施設から横浜市への実績報告及び交付申請は前年度の4月から3月までの1年単位で行っていただくため、報告及び申請後に、当該期間に遡って助成を行った場合については助成金を受け取ることができませんのでご注意ください。

Q1-4 助成対象者から通知書の提示を受けた場合、その都度、横浜市へ報告する必要がありますか。

A1-4 必要ありません。年度（4月～3月）終了後、施設から横浜市へ助成の実績報告と助成金の交付申請をしていただきますので、施設で該当者を控えておいてください。

【異動・再発行について】

Q2-1 助成対象者の住所変更等により通知書に記載されている内容に変更が生じた場

合、手続きは必要ですか。

A 2-1 助成対象者の住所変更等があった場合には、変更の申出をしていただく必要があります。助成対象者より住所変更等の申出があった場合は、横浜市役所高齢施設課へ再発行の申請をしていただくようご案内ください。

Q 2-2 助成対象者の通知書が紛失又は破損した場合、どうすればよいですか。

A 2-2 再発行の申請をしていただければ通知書の再発行が可能です。助成対象者より紛失・破損等の申出があった場合は、横浜市役所高齢施設課へ再発行の申請をしていただくようご案内ください。

【市から施設への交付金について】

Q 3-1 助成額のうち、施設の負担はありますか。

A 3-1 助成額は全額横浜市が負担するため、施設の負担はありません。施設は入居者から通知書を提示された場合、毎月の請求の際に助成額を引いた額で入居者へ請求を行っていただきます。

ただし、横浜市へは年度（4月～3月）終了後に実績報告及び交付申請をしていただき、横浜市から助成額の交付を受けることとなりますので、一時的に助成額をご負担していただきます。

Q 3-2 助成額を市へ請求する際の手続き及び必要書類はどのようなものですか。

A 3-2 年度（4月～3月）終了後、横浜市へ提出する実績報告、交付申請及び請求の手続きをしていただきます。必要書類は以下のとおりです。

- ・ユニット型特別養護老人ホーム施設居住費助成実施状況報告書兼交付申請書
- ・助成対象者に係るユニット型個室居住費を助成したことを証する書類
- ・助成交付金に係る請求書

【問合せ先について】

Q 4-1 この助成に関する問い合わせ先はどこですか。

A 4-1 横浜市役所健康福祉局高齢施設課です。

TEL：045-671-3923

Mail：kf-tokuyou@city.yokohama.jp